

三商レポート

第八十三話 「大震災と相続手続き」

(株)三商 内藤 雄

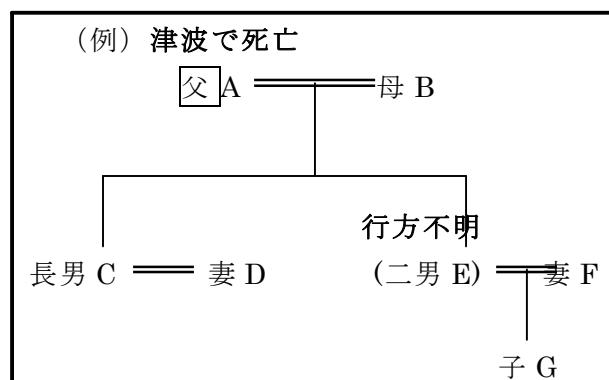
〒187-0003 小平市花小金井南町1-14-24 電話 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

長引く避難所生活と先の見えない不安から、被災された方々は心身ともに限界に近づいています。その中にあってもなお、助け合い支え合う姿に心うたれます。被災地にとどまり、被災者に寄り添い、共に復旧作業をする外国人の姿に涙します。多くのボランティアの人たちが連休中に現地に入ると知り心強く感じます。ようやく仮設住宅の確保に向けた動きや、緊急融資や税制面の支援策が打ち出されました。被災された方々も、身内を亡くした悲しみを乗り越えやがて再起を期して立ち上がります。そして相続手続きを始める時がきます。その際に、現行制度のままでは不都合な壁にぶつかることが予想されます。被災された方々にとって優しい、柔軟で弾力的な運用が必要になります。これも大切な支援につながります。

相続は、人の死亡によって開始します。遺言があれば手続きはしやすくなります。しかし、今回の震災では自筆証書遺言があっても家と共に流されました。公正証書遺言を作っても、託した人が死亡していたらその部分は無効です。結局、相続手続きのためには遺産分割協議書を作成する必要があります。協議書を作成するには、相続人全員の合意が必要です。ところが、相続人が行方不明では合意が得られません。

今回の大震災では、行方不明者はまだ約11,000人もいます。一定期間の生死不明が続けば家庭裁判所が失踪宣告します。津波による特別危難の場合には、危難が去ったあと1年経過すると、危難が去った時に死亡したとみなされます(民法30条・31条)。行方不明者がいる場合、民法上は1年たたないと相続手続きを開始できません。開始できないと銀行などの預金がおろせません(*)。相続登記もできません。土地の売却も土地を担保にした融資も得られません。その結果、再起のための資金が得られません。



なお、上記の例で行方不明の E が失踪宣告により死亡したとみなされた場合、津波で亡くなった父 A と E のどちらが先に亡くなったかわかりません。そのため、A と E は同時に死亡したと推定されます。この場合は、A と E は相互に相続しないことになります。そのため、A の相続人は妻 B(2 分の 1)、長男 C(4 分の 1)、孫 G(4 分の 1)となります。また、二男 E の相続については、妻 F(2 分の 1)、子 G(2 分の 1)が相続人となります。

C の再建のために、「1 年」の期間をもっと早めることができないかが問題となります。遺族年金や労災保険の関係では、船舶の沈没や航空機の墜落事故で行方不明になった場合は、「3 ヶ月」で死亡したと推定できる規定があります。しかし、地震・津波での行方不明は該当しませんでした。ところが、4 月 26 日の閣議決定で津波の場合も 3 ヶ月に短縮して死亡推定することを認めました。遺族に優しい支援策だと思えます。

ただし、これは津波による行方不明者にも遺族年金や労災保険を早期に支給するためのものであり、民法上の失踪宣告期間を 3 ヶ月に短縮したわけではありません。失踪宣告は、人を死亡したとみなし相続開始原因となります。給付金を支給するだけなら 3 ヶ月で死亡推定しても影響は少ないといえます。しかし、相続では相続人・債権者・後順位相続人など多数の利害関係者がかかわり、法律関係が複雑になります。そのため、「死亡とみなす」ことには慎重を要します。せめて 1 年間待つことにも意味があります。

そこで、民法の規定を改正するのではなく、震災特別法として時限立法を作成し対応することも考えられます。

早期の立法が難しいなら、現行法上の「不在者財産管理人」の活用が考えられます。行方不明者のため、法律上の利害関係者(例えば C)から家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申立てます。申立の際、候補者を推薦することができますが、通常は家庭裁判所の名簿に登録された弁護士の中から選任されます。管理人の権限は、不在者のために財産の「管理」だけを行いません。遺産分割協議は管理を超えるので、家庭裁判所から「権限外行為の許可」を得て行いません。これにより、遺産分割協議書の作成が可能となり相続手続きが進みます。

多くの行方不明者がいるため、多くの管理人が必要になります。是非、弁護士さんや司法書士さんにはボランティアとして管理人を引き受けていただきたいと願います。相続アドバイザーとしては、今後の相続手続きの相談窓口として支援していきたいと思えます。

* 全国銀行協会は、「今回の震災に係る親族等本人以外への預金払い出し」について、本来は法定相続人を戸籍で確認する等の手続を経た上で進める必要があるが、各銀行に柔軟な取り組みを要請しています。これによると、親族との面談のうえ事情を確認し、原則 10 万円までの生活費・100 万円程度の葬儀費用の払出し事例を公表しています。

(2011 年 5 月 1 日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～